

○薩摩川内市市民表彰に関する規則

平成17年3月31日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、市勢の発展並びに市民の文化及び福祉の向上に貢献し、特に功績顕著な者の表彰（以下「市民表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(市民表彰の部門)

第2条 市民表彰の部門は、次のとおりとする。

地方自治

教育文化

社会福祉

産業経済

一般篤行

(市民表彰の方法)

第3条 市民表彰は、市民表彰状（様式第1号）及び表彰記章（様式第2号）を授与して行うものとする。

(市民表彰の時期)

第4条 市民表彰は、市制施行を記念し10月12日に行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、市長が別に定める日に行うことができる。

(市民表彰の推薦)

第5条 市内の公共的団体の長又は市長の事務部局の部長若しくは他の執行機関若しくは議会事務局の長は、表彰するにふさわしいと認められる者があるときは、これを市長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第6条 市長は、前条の規定により推薦された者その他表彰するにふさわしいと認められる者の中から、各部門別に選定して表彰者の決定を行う。

(表彰者の公表及び登録)

第7条 市長は、前条の規定により表彰者を決定した場合は、その氏名及び表彰の理由を公表し、市民表彰者登録名簿（様式第3号）に登録するものとする。

2 表彰者が本人の責めに帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を得なくなつたと認められるときは、市長は、市民表彰者登録名簿から削除することができる。

(その他)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第18号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○薩摩川内市市民表彰実施要綱

平成17年3月31日

告示第137号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市市民表彰に関する規則（平成17年薩摩川内市規則第31号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、市民表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び選定の基準)

第2条 規則第5条の表彰するにふさわしいと認められる者（以下「表彰候補者」という。）の推薦の基準及び規則第6条の選定の基準は、次のとおりとする。

(1) 地方自治功労者

- ア 薩摩川内市における地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者
- イ 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者
- ウ 納税、貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その功績が特に顕著な者
- エ 選挙制度の健全な確立に貢献し、その功績が特に顕著な者
- オ その他本市地方自治の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者

(2) 教育文化功労者

- ア 学校教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者
- イ 社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者
- ウ 文化芸術、体育の振興等に貢献し、その功績が特に顕著な者
- エ その他本市教育文化振興に貢献し、その功績が特に顕著な者

(3) 社会福祉功労者

- ア 社会福祉事業、援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者
- イ 労働福祉事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者
- ウ 公衆衛生の向上又は疾病の予防及び防疫事業の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者
- エ 医療事業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者
- オ 交通安全事業又は防犯事業に尽力し、その功績が特に顕著な者
- カ その他本市の社会福祉振興に貢献し、その功績が特に顕著な者

(4) 産業経済功労者

- ア 農林水産、商業、工鉱業等の振興又は推進に貢献し、その功績が特に顕著な者
- イ 運輸交通事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者
- ウ 土木建設事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者
- エ 観光事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者
- オ その他本市産業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者

(5) 一般篤行者

市民の師表としてふさわしい篤行があり、世人一般が認める者

2 表彰候補者は、前項の各部門ごとの各事項のいずれかに該当し、長年にわたり功労のあった者とする。

(推薦書類)

第3条 市民表彰の推薦は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 市民表彰候補者推薦書(様式第1号)

(2) 功績に関する調書(様式第2号)

(3) 履歴書(様式第3号)

2 公共的団体の長が推薦するときは、市長が指定する日までに前項の書類を当該表彰候補者について前条第1項の各部門ごとの事項に属する部又は他の執行機関若しくは議会事務局(以下「部等」という。)の長に提出するものとする。

3 部等の長は、前項の規定により第1項の書類を受理したときは内容を審査し、当該表彰候補者又は自ら推薦すべき表彰候補者について各表彰候補者ごとに次の書類を添えて順位を付して未来政策部長を経由して市長に提出するものとする。

(1) 戸籍抄本

(2) その他参考資料

(表彰者の決定)

第4条 市長は、前条により推薦された者及び自ら選定した者を別に定める執行会議又は政策会議の審議を経て、政策会議で表彰者を決定するものとする。

(表彰者の公表及び登録)

第5条 規則第7条の公表は、薩摩川内市が発行する広報紙に掲載して行うものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日告示第163号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第274号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月19日告示第283号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年10月1日告示第568号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年3月28日告示第147号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。